

## 豊中市介護保険規則に定める保険料減免に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市介護保険条例（平成12年豊中市条例第30号。以下「条例」という。）第12条及び豊中市介護保険規則（平成12年豊中市規則第36号。以下「規則」という。）第18条に定めるもののほか、保険料減免の取扱いについて定めることを目的とする。

### (用語の解説)

第2条 条例第12条第1項第2号に規定する心身に重大な障害とは、規則第18条第1項第2号のアに定める身体障害の程度が1、2級に相当する状態又は精神障害の程度が1級に相当する状態及びイに定める難病に相当する状態とする。又長期間入院とは、90日以上とする。

2 規則第18条第1項第2号のウに定めるやむを得ない臨時の出費とは、生活資金（廃業・倒産・人員整理等で生活するために必要な借入金）の返済に充てる費用、医療費（高額療養費として償還されるものは除く。）及び家賃（生活保護法（昭和25年法律第144号。以下、「法」という。）第11条第1項第3号の住宅扶助の基準額とする。）等とする。

3 前項における住宅扶助の基準額については、介護保険法（平成9年法律第123号）第130条の保険料の賦課期日における「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）によるものとする。

### (減免非対象者)

第3条 条例第12条に定める減免の適用に該当する場合であっても次の各号のいずれかに該当する者は、減免の非対象者とする。

- (1) 法第11条第1項各号の扶助を受給する被保護者。
- (2) 他の制度等により、本市が行う減免の額を超えて保険料が軽減されると認められる者。

### (減免基準)

第4条 条例第12条の減免の適用の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 条例第12条第1項第2号及び3号の適用については、世帯構成員の当該年中の収入の見込み額の合計額から教育費（学費、給食費）の実費、家賃及び入院に要する諸費用を控除した金額が360万円以下である者を対象とする。
- (2) 規則第18条第1項第2号のア及びイの適用については、世帯構成員の当該年中の収入の見込み額の合計額が360万円以下である者を対象とする。
- (3) 規則第18条第1項第2号のウの適用については、世帯構成員の当該年中の収入の見込み額（やむを得ない臨時の出費があったときは、その金額を控除した額）の合計額が、「別表」に定める年間収入金額以下であるものを対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」(令和4年3月14日付厚生労働省事務連絡)の基準に基づくものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別 表

世帯構成	年間収入金額 (円)
1人	960,000
2人	1,460,000
3人	1,960,000
4人	2,460,000
以降、一人増毎50万円を加算する。	